

平成28年度健康寿命延伸産業創出推進事業  
(地域におけるヘルスケアビジネス創出推進等事業)

公 募 要 領

平成28年6月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

## 目次

I. 背景と目的	1
1. 背景	1
2. 目的	2
II. 事業の内容	3
1. 事業内容	3
2. 実施主体	6
3. 実施要件	6
4. 委託金額および採択件数	7
5. 実施期間	7
6. 応募から事業終了までの主な流れ	7
III. 応募資格	8
1. コンソーシアムの定義	8
2. コンソーシアムの構成要件	8
3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件	9
4. その他の留意事項	12
IV. 応募手続き	13
1. 応募者	13
2. 応募書類	13
3. 受付期間、応募書類の提出先	15
4. 公募説明会の開催	16
V. 審査の方法	17
VI. 採択後の留意点と契約	18
1. 採択後の留意点	18
2. 委託契約の締結・委託費の支払い	18
3. 委託費の内容	19
4. 経費支出の注意	20
5. 知的所有権の帰属	23
6. 採択コンソーシアム等の義務	23
VII. 問い合わせ先	24

(別添) 資料1 応募書類作成にあたっての留意点

資料2 審査項目一覧

資料3 契約書(案)

様式1 公募申請書

様式2 提案書

様式3 提案書要約版

様式4 見積書

様式5 申請受理票

## I. 背景と目的

### 1. 背景

経済産業省では「健康寿命延伸産業」創出に向けて、官民共同の協議体として「次世代ヘルスケア産業協議会」を立ち上げ、供給側（各種製品・サービス提供事業者）への支援、及び需要喚起（企業経営層・従業員を含む国民各層）の両面から検討を進めています。

平成27年度には、同協議会で策定した「アクションプラン2015」に基づき、「地域版次世代ヘルスケア産業協議会（以下、地域版協議会という。）」と連携して公的保険外サービス創出に向けた実証事業を行う事業者を支援し、事例集作成等により成功事例の全国普及を促進するとともに、全国横断的に各地域の取組を支援するビジネスコンテスト等の事業の実証を通じて、健康寿命延伸産業の更なる振興を図りました。

また、昨年夏以降より地域版協議会が相次いで設立され、自治体及びヘルスケア事業者の連携は進展しています。今後、2025年に向けて地域包括ケアシステムを構築することとなるなか、ヘルスケア産業がその実現に向けて貢献していくためには、地域の医療・介護等との連携強化が課題であり、地域版協議会を軸にして、地域の医療保健福祉関係者との信頼関係の構築を図ることが重要となります。

こうしたヘルスケア産業が地域に根ざして事業性と地域貢献性を両立させていくためには、生活者にとって安全・安心なサービスが持続的・安定的に提供されることが重要であり、制度の明確化やサービス品質の保証等の事業環境の整備を引き続き推進する必要があります。

以上を踏まえ、第5回次世代ヘルスケア産業協議会において、「アクションプラン2016」を取りまとめました。

応募の際は、次世代ヘルスケア産業協議会の議論および昨年度事業の報告書を参照ください。

<参考>

次世代ヘルスケア産業協議会 第5回（アクションプラン2016）

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/jisedai\\_healthcare/005\\_haifu.html](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/jisedai_healthcare/005_haifu.html)

次世代ヘルスケア産業協議会 新事業創出WG 第6回

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/jisedai\\_healthcare/sinjigyo\\_wg/006\\_haifu.html](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/jisedai_healthcare/sinjigyo_wg/006_haifu.html)

平成27年度健康寿命延伸産業創出推進事業 報告書

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/healthcarepamphlet.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/healthcarepamphlet.pdf)

## 2. 目的

本事業は、上記を踏まえ、地域におけるヘルスケアビジネス創出に係る取組の実施を総合的にサポートし、ヘルスケア産業を地域に根ざしたものとすることを目的に実施します。

なお、株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所（以下、「NTTデータ経営研究所」という）は、経済産業省の委託を受け、「平成28年度健康寿命延伸産業創出推進事業（地域におけるヘルスケアビジネス創出推進等事業）」について、事業全体の管理支援業務を行い、採択されたコンソーシアム等との委託契約など、委託事業全体の運営を統括します。本事業の成果のとりまとめにあたっては、NTTデータ経営研究所内に設置する委員会（以下、「評価委員会」）の評価・助言を適宜受けます。また、採択されたコンソーシアム等に対しては、週次レベルでの事業実施内容や経費支出状況の確認、月次レベルでの事業進捗確認等の方策により、事業の実施状況等をタイムリーに把握し、適切な指導、助言を行います。さらに、採択されたコンソーシアム等とともに、実施期間終了後、本事業により得られた成果の普及に努めるものとします。

## II. 事業の内容

### 1. 事業内容

本事業は、健康寿命延伸産業の創出のために、地域版協議会※を通じて、地域課題を踏まえた生活習慣病予防や地域包括ケアシステムの構築に関する取組と連携したビジネスモデルの実証を実施します。

(※ 「地域版協議会」とは)

地域のヘルスケア関係者(自治体、医療・介護機関/関連団体、大学、金融機関、民間事業者など)が連携し、地域課題やそれらを解決するビジネスの創出拠点として、都道府県や基礎自治体を中心に設置するもの(基礎自治体の場合は、都道府県との連携も必要。)。本協議会を通じて、公的保険外サービス(地域包括ケアシステムとの連携や地域資源・地域人材を活用したビジネスなど)を持続的に創出・活用するための仕組みを構築することが期待される。

#### 【参考：地域版協議会の設置要件】

1. 関係自治体の首長のコミットがあること
2. 自治体の関連部局が複数入っていること(商工労働部、健康福祉部等)
3. ヘルスケア事業者、医療・介護関係者/団体、金融機関、民間事業者などの関係者が参加していること
4. 協議会の規約あるいは運営要項などに、幅広いヘルスケア産業の創出に向けた取組を実施する旨の内容が書かれていること
5. 一定の公共性を有していること(特定の企業や団体等の利益追求ではなく、地域課題の解決やヘルスケア産業の育成に寄与することを目的としていること)

※ 地域版協議会設置に際しては、各地方経済産業局に相談して下さい。

募集する実証の具体的なテーマは以下 i) ~ v) の通りです。実証する内容によっては、複数のテーマに該当する場合も考えられます。なお、応募に際しては、地域版協議会の設置(又は設置予定)を前提に、特に次の3点が求められます。

- ① 各実証テーマを選択した根拠として、地域課題が適切に分析され、効果的な対応策が提案されていること
- ② 地域関係者(特に自治体や医療・介護機関/団体など)と連携し、提案される事業が将来的に継続して実施可能なものになっていること
- ③ 将来的な対価の獲得先や現実的な課金システムが示されており、提案される事業が将来的に継続して実施可能なものになっていること

i) 「健康の気付き～健診～治療・健康増進」の一貫した生活習慣病予防を提供する事業

イメージ (例)

- ・ 健康無関心層に対して効果的な手法によりアプローチし、健康への気付きをもたらすことにより、健診受診や疾病予防活動への行動変容を促すサービス【KPI:参加率、予防効果 等】
- ・ 医療機関における診療等と連携し、継続的な予防活動や生活習慣改善を支えるサービス【KPI:継続率、生活習慣の改善率 等】

等を創出するとともに、上記サービスが自治体や医療機関等による保健事業、健診、診療等と併せて切れ目無く提供できる連携体制の整備

ii) 地域包括ケアシステムと連携した介護予防等を提供する事業

イメージ (例)

- ・ 介護予備群に対して効果的な手法によりアプローチし、将来的な要介護者の増加を抑制するための介護予防サービス【KPI:参加率、予防効果 等】
- ・ 要介護者に対して、介護施設やサービス事業者等と連携し、運動・食事指導、認知機能改善等を通じて介護度を維持・改善するサービス【KPI:継続率、介護度の改善率 等】

等を創出するとともに、上記サービスが自治体や介護事業者における介護・介護予防事業と連携し、「地域包括ケアシステム」の一部として切れ目なく提供できる連携体制の整備

iii) 社会参加促進を通じた生涯現役社会の構築を行う事業

イメージ (例)

- ・ 高齢者が社会参加するための場を整備するとともに、その主体的かつ継続的な参加を促すための意識啓発や再教育等の社会システム構築【KPI:社会参加率 等】
- ・ 高齢者が最期まで地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護等の効果的な連携の促進や、生活支援サービス（見守り、買い物支援など）の創出・活用促進【KPI:サービスの利用率、社会参加率 等】

iv) 地域内の企業における健康経営実施を支える事業

イメージ (例)

- ・ 複数企業が健康経営に関する相互の知見を共有するなど、域内の企業が健康経営に取り組むための仕組みを構築するとともに、健康経営の実施に際して必要となる従業員やその家族等の健康管理を行うためのサービスの創出【KPI:域内企業の健康経営実施率、サービスの利用率 等】

v) その他、上記のテーマには該当しないが、地域のヘルスケア関係者（自治体、医療・介護機関/関連団体、大学、金融機関、民間事業者など）が連携し、地域における健康課題の解決に資する、横展開可能かつ持続的な事業モデルの構築に適した事業

なお、各実証事業の実施に当たっては、以下の点にご留意ください。

- (ア) 本事業を進めるにあたり、評価委員会への参加、NTTデータ経営研究所からの要請に基づいた事業の実施状況報告、及び事業の持続可能性の検証・検討の作業等に対応すること。
- (イ) 本事業の完了時に、事業の成果報告書を納入すること。
- (ウ) 経済産業省、NTTデータ経営研究所、評価委員会からの事業内容の指導・調整・助言に適宜対応すること。

## 2. 実施主体

契約主体は、地域版協議会（設立前の場合には準備会合でも可）からの推薦を受けた、又は地域版協議会との連携ができている事業者（協議会事務局運営事業者を含む）であり、地方経済産業局との連携が構築されていることを前提とします。

原則としてコンソーシアム体制（自治体、医療・介護機関/関連団体、大学、金融機関、民間事業者などで構成。「コンソーシアム」の定義は「Ⅲ. 応募資格」において記載します。また、事業を実施するうえで、可能な限り行政とも適切に連携を図ること。）としますが、単独事業者での実施を排除するものではありません。なお、推薦あるいは連携についての様式は問いません。

提案の前提として、地域版協議会（地域版協議会の準備会合など、類するものも含む。）において当該地域の抱える課題が議論され、その議論の過程において地域で必要とされたビジネスの実証であることが必要です。

また、本事業終了後、事業により得られた成果を効果的かつ効率的に活用できる機能等があり、自立的に事業を継続する計画を有する企業等であることを求めます。

## 3. 実施要件

本事業の実施については、実証項目ごとに該当する以下の全ての要件を満たす必要があります。

- |  |
|--|
| <p>① 地域ヘルスケアのビジネスモデル構築に向けて地域版協議会の果たす役割・機能が明確に示されていること。</p> <p>② ①に加えて、提案された事業モデルが以下の条件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新規の工夫や課題解決に向けた提案事項が含まれていること。</li><li>・ 創意工夫により、産業創出に向けた、事業性、収益性が検討され、継続的なビジネスの実施につながる提案がなされていること。</li><li>・ 地域関係者との連携や合意形成を通じて、現実的な事業モデルの提案がなされていること</li><li>・ 対価の獲得先を具体的に示し、現実的な課金システムを提案するとともに、提供するサービスに対して、安定した収入源が確保できる見通しが提案されていること。</li><li>・ 市場ニーズの強さ、提供サービスの利用場面、サービス提供が課題解決に直結することが具体的に提案されていること。</li><li>・ 市場規模、市場ニーズ、競合するサービスと比較して提供するサービスが有する優位性を踏まえた顧客拡大に向けた仕組みが提案されていること。</li><li>・ 利用者の利便性も考慮しつつ、事業モデルの成立に必要な事業者間における個人情報の保護に対する考え方が整理され、対策・運用方法が講じられていること。</li><li>・ 有効な効果検証に必要なn数の確保や、検証手法等については、統計学あるいは疫学的観点から適切なアドバイザーの指導を受けていること。</li></ul> |
|--|

#### 4. 委託金額および採択件数

1 件あたり : 3 千万円程度

採択件数 : 計 10 件程度 (テーマごとに 2 件程度を予定)

※ただし、実証事業範囲・提案内容に応じて、その他の金額で提案も可能です。

委託金額は、消費税込みとします。具体的な金額および採択件数については、提案された事業内容と事業費を精査の上、最終決定しますので、実際の応募状況・事業内容によっては、金額及び件数には変動があります。

#### 5. 実施期間

各コンソーシアム等が実施する事業の実施期間は、単年度契約であり、委託契約締結日から平成 29 年 2 月 28 日までとします。

#### 6. 応募から事業終了までの主な流れ

応募から事業終了までの主な流れは、以下のとおりです。

平成 28 年 6 月 : 事業公募、審査、採択候補コンソーシアム等決定

平成 28 年 6～7 月 : 委託契約締結

事業開始

平成 28 年 10 月 : 第 1 回評価委員会 (予定)

平成 29 年 2 月 : 第 2 回評価委員会 (予定)

平成 29 年 2 月末 : 成果報告書提出

平成 29 年 3 月上旬 : 実績報告書提出 (委託業務に要した経費の報告)、確定検査

※上記以外に適宜ワーキンググループ等を開催する可能性があります。

### Ⅲ. 応募資格

平成28年度健康寿命延伸産業創出推進事業(地域におけるヘルスケアビジネス創出推進等事業)に対する複数事業者による応募に際しては、以下の1.～3.が応募資格となります。

単独事業者による応募に際しては、以下で示された3.(1)代表団体の該当部分が応募資格となります。

#### 1. コンソーシアムの定義

本事業の「コンソーシアム」とは、複数の事業主体(民間事業者、団体等)が連携・協働する実施体制です。コンソーシアムの代表者(以下「代表団体」という)および代表団体と当該事業に係る契約等(ただし、印刷発注等の軽微な契約等は含まない)を結ぶ者(以下「参加団体」という)全体を指します。すなわち、代表団体と本事業に係る契約等を結ばない者は、本事業のコンソーシアムに含まれません。

代表団体は、法人格を有する民間事業者又は団体とし、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等(ただし、有限責任事業組合(LLP)を除く)は代表団体にはなれません。

#### 2. コンソーシアムの構成要件

コンソーシアムは、以下の要件を満たす必要があります。

- ① コンソーシアムは、後述の「3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件」に定義する代表団体および参加団体によって構成されるものとし、事業等に必要な知見やノウハウ等を有する者を含む必要があります。
- ② コンソーシアムは、ひとつの組織体として位置付けます。従って、NTTデータ経営研究所からの連絡、指示、問合せ等への対応は、コンソーシアム代表団体の担当責任者が担当し、その責任を持っていただきます。また、コンソーシアム代表団体の担当責任者は、自らの責任において当該対応内容についてコンソーシアム構成員と共有してください。
- ③ コンソーシアムには、総括事業代表者(プロジェクトリーダー)、副総括事業代表者(サブリーダー)、事務管理責任者を置く必要があります。なお、これらの代表者・責任者には、組織の長(会長、社長、事業部長等)ではなく、実際に本プロジェクトの運営推進に携わる人を任命してください。特に、総括事業代表者(プロジェクトリーダー)、副総括事業代表者(サブリーダー)は、審査時のヒアリング、採択決定後の評価委員会、ワーキンググループには必ずどちらかの出席を求めますので、その前提で任命して下さい。
- ④ 本事業においては、コンソーシアムの構成要件として、医療機関・介護機関や保険者、健康サービスに関連する事業者等からなる複数の事業主体が連携・協働する構成を想定していません。

### 3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件

#### (1) 代表団体

代表団体は、自ら事業の一部を実施するとともに、当該事業の運営管理、参加団体相互の調整、知的所有権を含む財産管理等の事業管理および事業成果の普及等を行う母体としての機関です。また、NTTデータ経営研究所との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

したがって、代表団体は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意してください。

#### (資格要件)

- (i) 日本国内に拠点を有していること。
- (ii) 法人格を有する民間事業者又は団体であり、地方公共団体や、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）ではないこと。
- (iii) NTTデータ経営研究所および参加団体との委託契約を締結できること（注1）。
- (iv) 代表団体としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること（複数名の業務従事者を配置できること）。
- (v) 契約締結にあたり、代表団体および参加団体分の契約関連書類（後述の「VI. 採択後の留意点と契約」の「2. 委託契約の締結・委託費の支払い」参照）をNTTデータ経営研究所に提出できること。
- (vi) 委託契約締結後のコンソーシアム等内部の経理実務（参加団体への委託金額に係る確定検査の実施を含む）について、責任を持って管理できること。
- (vii) 当該事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (viii) 総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、事務管理責任者を代表団体から選出すること。
- (ix) 副総括事業代表者（サブリーダー）を代表団体にて任命すること（注2）。
- (x) 委託費は全額、事業終了後の精算払いとなるので、事業実施期間中に発生する経費（参加団体への再委託費の支払いを含む）を精算金額の受領前に立替払いすることが可能であること。

（注1）代表団体と参加団体が締結する委託契約（再委託契約）は、NTTデータ経営研究所との委託契約の条項に準拠して締結していただきます。

（注2）副総括事業代表者（サブリーダー）は代表団体または参加団体に所属する者としてします。

#### (2) 参加団体

参加団体は、コンソーシアム構成員として、代表団体の管理下において、事業等の一部を実施します。また、代表団体との委託契約（再委託又は外注）における受託者として、契約責任を有します。

参加団体は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、代表団体に対して委託契約の取り消しを要請することがありますので留意してください。

(資格要件)

- (i) 法人格を有する民間事業者又は団体であり、地方公共団体や、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）ではないこと。
- (ii) 代表団体との委託契約（再委託又は外注）を締結できること。
- (iii) 当該事業に取り組む人員がいること。
- (iv) NTTデータ経営研究所と代表団体との契約締結にあたり必要な各種書類を、代表団体を通じてNTTデータ経営研究所に提出できること。

(留意事項)

応募書類に参加団体として記載された団体等が、委託契約の締結に際して、コンソーシアム又は各団体の都合のみによって参加を取り止めることのないようにしてください。

(3) 協力団体

コンソーシアム構成員としての参画や代表団体との委託契約締結はしないものの、フィールドの提供や事業活動へのアドバイスなどにより、コンソーシアムを外部から支援する団体は、「協力団体」として位置付けてください。

(資格要件)

- ・ 代表団体からの要請に基づいた参画であること。

(留意事項)

事業の成果普及・定着の観点から、本事業を実施する地域に関わる地方公共団体の参加・協力を推奨します。

代表団体は、当該事業への取り組みについて、協力団体に対し事前説明を実施し、本事業に対する理解・協力等の意思表示を得ることとします。

(4) 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)・副総括事業代表者(サブリーダー)

総括事業代表者は、実施プロジェクトの計画、実施および成果を管理する自然人で、代表団体に所属する者としてします。

副総括事業代表者は、総括事業代表者を補佐し、必要に応じて、その代理を務める自然人で、代表団体または参加団体に所属する者とし、総括事業代表者不在時の連絡窓口等をお願いします。

総括事業代表者および副総括事業代表者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中であっても、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置を要請することがあります。

(資格要件)

- (i) 当該事業に関して高い見識と管理能力を有し、事業計画の企画立案とその実施等について管理を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) NTTデータ経営研究所からの連絡、指示、問合せ等に対して、速やかに自ら対応、回答できること。
- (iv) コンソーシアム構成員（参加団体）および協力団体に対して、NTTデータ経営研究所からの連絡事項を周知徹底できること。

また、総括事業代表者および副総括事業代表者は、必ずどちらかが審査時のヒアリング、採択決定後の評価委員会およびワーキンググループ等に出席できることが求められます。

#### (5) 事務管理責任者

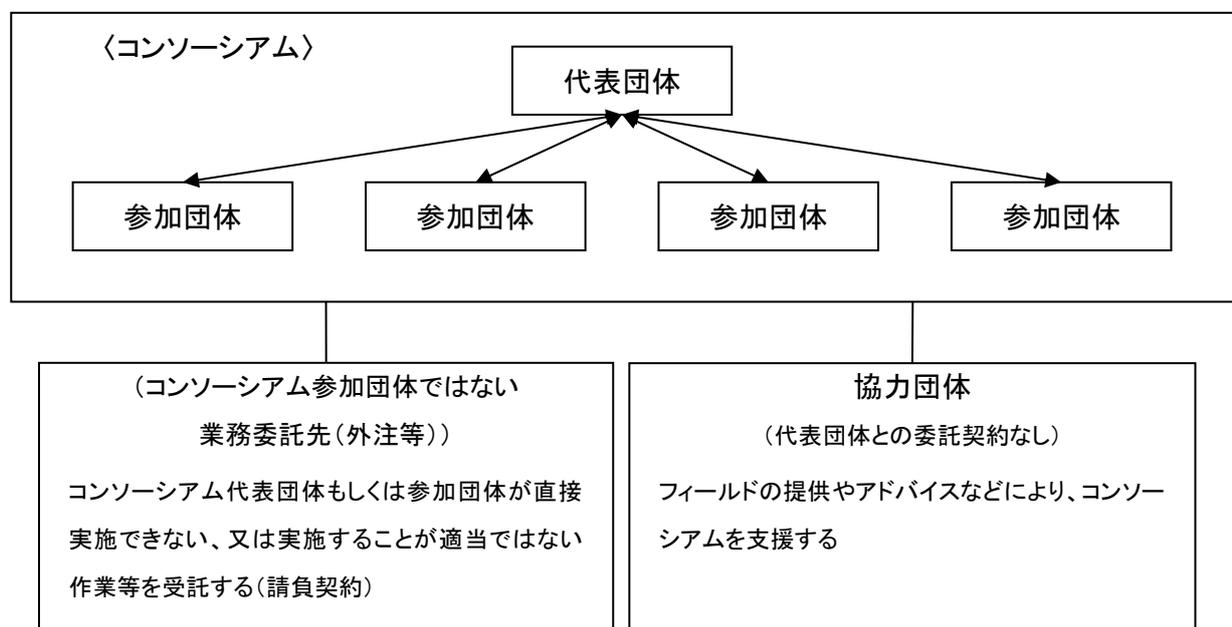
事務管理責任者は、事業等の契約、経費管理および手続きを管理する自然人で、代表団体に所属する者としてします。

事務管理責任者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置を要請することがあります。

(資格要件)

- (i) 当該事業に関して高い管理能力を有し、事業実施プロジェクトの経理を含めた事務管理を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) NTTデータ経営研究所からの連絡、指示、問合せ等に対して速やかに自ら対応、回答できること。

## 代表団体、参加団体、協力団体の関係



### 4. その他の留意事項

#### (1) 重複応募・重複事業参画について

同一のプロジェクト内容で、既に経済産業省又は他省庁等の平成28年度の補助事業等による採択を受けている場合、又は採択が決定している場合は応募できません。

また、経済産業省又は他省庁等に係る類似性の高い事業を実施中又は予定している場合について、提案プロジェクトとの役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合は、採択の対象から除外します。なお、委託契約締結後に判明した場合には、委託契約を取り消すことがあります。

また、同一者が代表団体として複数件申請することはできません。同一者が参加団体として複数の事業に参画することは差し支えありませんが、その場合には個々の事業等の実施に支障が出ないように留意してください。

#### (2) 不適正経理に伴う応募資格の停止

コンソーシアム内の代表団体、および参加団体が、経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一号又は第二各号第一欄に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、応募できません。

## IV. 応募手続き

### 1. 応募者

応募は、NTTデータ経営研究所との委託契約を締結できる代表団体が行って下さい。また、応募に際しては、代表団体の長の押印が必要です。

### 2. 応募書類

応募にあたり提出の必要な書類および提出部数は、下記の通りです。なお、部数は「V. 審査の方法および手順」で後述する審査委員会の体制の見極めにより、見直す場合があります。

応募書類の様式は、NTTデータ経営研究所のウェブサイト

(<http://www.keieiken.co.jp/h28kenkoujyummyou/kobo.html>) からダウンロードできますので、必ずご利用下さい。

また、「3. 受付期間、応募書類の提出先」も併せて確認の上、不備のないようにご応募ください。

#### 応募書類

##### (書類)

- |                             |                          |
|-----------------------------|--------------------------|
| ①公募申請書 (様式 1)               | < 正本 1 部、副本 (写し) 1 5 部 > |
| ②提案書 (様式 2)                 | < 正本 1 部、副本 (写し) 1 5 部 > |
| ③提案書要約版 (様式 3)              | < 正本 1 部、副本 (写し) 1 5 部 > |
| ④見積書 (様式 4)                 | < 正本 1 部、副本 (写し) 1 5 部 > |
| ⑤申請受理票 (様式 5)               | < 正本 1 部 >               |
| ⑥代表団体の直近 3 年分の財務諸表 (注) のコピー | < 2 部 >                  |

※新設事業者であって、財務諸表が過去 3 年分ない場合、直近から最大期間存在するものの提出でよいものとします。

##### (電子媒体)

- ⑦上記①～⑥の各電子ファイル (Office 形式及び PDF 形式) を納めた CD 1 枚

※①～⑤は Office 形式及び PDF 形式の電子ファイルを収め、⑥は PDF 形式の電子ファイルのみを収める。

##### (その他)

- ⑧返信用封筒 (長 3 形 : A 4 版用紙が三つ折りで封入できるもの、82 円切手貼付) < 1 枚 >

(留意事項)

- ・ 応募書類には、本公募要領指定の様式を必ず用いてください。
- ・ 正本1部は片面印刷で、ホチキス止めせず、クリップ止めにしてください。
- ・ 副本15部は両面印刷で、様式毎に左側2か所をホチキス止めにし、更に全様式をクリップ止めにした上で、**全て縦2穴で穴を空けてください。**
- ・ CDの表面には、代表団体名を明記してください。
- ・ CDに収録する各電子ファイルは、以下「電子ファイルのファイル名」に従ってファイル名を付与してください。
- ・ 返信用封筒には、返信先の住所・氏名を明記の上、返信用切手を貼付してください。

収録する電子ファイルのファイル名

	Office 形式	PDF 形式
①公募申請書（様式1）	様式 1. docx	様式 1. pdf
②提案書（様式2）	様式 2. pptx	様式 2. pdf
③提案書要約版（様式3）	様式 3. pptx	様式 3. pdf
④見積書（様式4）	様式 4. xlsx	様式 4. pdf
⑤申請受理票（様式5）	様式 5. docx	様式 5. pdf
⑥代表団体の直近3年分の財務諸表		財務諸表-****. pdf

※上記ファイル名はファイル拡張子を含めたものです。（拡張子はOffice2007以降の場合を記載しています。Office2003の場合は、例えば拡張子は「.docx」ではなく「.doc」となります。）

※上記ファイル名の数字、アルファベット、ハイフンは全て半角です。

※財務諸表のファイル名における「\*\*\*\*」には、該当年度を入力してください。例えば2015年度の財務諸表の場合、そのファイル名は「財務諸表-2015.pdf」としてください。

### 3. 受付期間、応募書類の提出先

応募書類の受付期間および提出先は下記の通りです。

受付期間：公募開始 平成28年 6月2日（木）  
                  公募締切 平成28年 6月20日（月）正午必着

提出先： 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル10階  
          株式会社 NTTデータ経営研究所  
          「平成28年度健康寿命延伸産業創出推進事業  
          （地域におけるヘルスケアビジネス創出推進等事業）」公募係

#### （留意事項）

- ・ 応募書類は、必要部数 einen 一つの封筒等にまとめて提出してください。
- ・ 応募書類送付時の封筒の宛名面に「平成28年度健康寿命延伸産業創出推進事業（地域におけるヘルスケアビジネス創出推進等事業）」と明記し、応募するテーマ（例：「i. 『健康の気付き～健診～治療・健康増進』の一貫した生活習慣病予防を提供する事業」）を明記してください。
- ・ 応募書類は、郵送（宅配便、バイク便も可）のみによって受け付けます。 FAXおよび電子メール、持込みによる提出は受け付けません。
- ・ 締切を超過して到着した申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。
- ・ 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、補足資料、パンフレット等の様式以外の資料は受領いたしません。
- ・ 応募書類に不備がある場合は、審査対象となりません。
- ・ 応募後の書類等の変更、差し替えは認められません。
- ・ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用及び審査委員会出席の旅費は支給されません。
- ・ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となります。なお採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。
- ・ 提出された応募書類は事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 公募締め切り後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。

#### **4. 公募説明会の開催**

本事業の内容、手続きについて以下のとおり説明会を実施いたします。なお、説明会への出欠は、審査には一切関係ありません。

開催概要ならびに申込み方法については、NTTデータ経営研究所のウェブサイト

(<http://www.keieiken.co.jp/h28kenkoujyummyou/kobo.html>) において案内します。

## V. 審査の方法

採択されるコンソーシアム等は、第三者の有識者等で構成される審査委員会において選定のうえ、経済産業省の合意の下で決定します。

### (審査方法)

- ・ 第三者による審査委員会において、書類をもとに提案内容の審査を行います。
- ・ 必要に応じてヒアリングなどによる審査を行う場合があります。
  - ヒアリングの対象となったコンソーシアム等については、NTTデータ経営研究所より直接連絡いたします。
  - ヒアリングでは、対面形式による質疑応答にて審査を実施します。
  - ヒアリングでは、事業内容・事業規模・事業費等の変更の可能性をお尋ねすることもあります。
  - ヒアリングは、東京での開催を予定しております。
- ・ 審査の結果は、NTTデータ経営研究所ウェブサイト上において公表するとともに、当該コンソーシアム等にNTTデータ経営研究所より電子メールあるいは電話等にて通知いたします。

### (留意事項)

- ・ 審査委員、審査内容等は非公開です。審査結果に関する問い合わせには応じかねますのでご了承ください。
- ・ 申請書類に不備があるものについては、審査対象といたしませんので、ご注意ください。
- ・ 審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を求めることがあります。

#### <採択結果公表先>

NTTデータ経営研究所ウェブサイト

<http://www.keieiken.co.jp/h28kenkoujyummyou/>

## **VI. 採択後の留意点と契約**

### **1. 採択後の留意点**

本公募事業に採択された場合の留意点については、採択が決定した後、採択コンソーシアム等に説明を行うものですが、あらかじめ次の点に留意ください。

- ・ 採択決定は、応募時に提案された全ての内容の実施、及び提案金額を保証するものではありません。審査委員会における評価・コメント、経済産業省からの依頼事項等を踏まえ、事業実施計画書を作成していただき、実施計画書に記載された内容を実施していただくこととなります。
- ・ 各採択コンソーシアム等は、事業実施期間中、NTTデータ経営研究所の求めに応じて、毎週1回程度進捗報告を行います。また、NTTデータ経営研究所の指示に従い会計等の管理を行うとともに、必要に応じ、NTTデータ経営研究所が進捗確認に現地へ赴く場合にご対応いただきます。
- ・ 各採択コンソーシアム等は月1回程度、定期的にNTTデータ経営研究所及び経済産業省に対し面談での進捗報告を行っていただきます。
- ・ 各採択コンソーシアム等は、事業成果等の状況について、評価委員会およびワーキンググループ等で報告を行っていただく予定です。
- ・ 各採択コンソーシアム等は、委託業務の成果を取りまとめた成果報告書を提出いただきます。（提出は平成29年2月28日まで）
- ・ 各採択コンソーシアム等は、実施した委託業務の概要および委託業務に要した経費を取りまとめた実績報告書を、契約期間終了後速やかに提出していただきます。
- ・ 経費計上においては、契約時および事業完了時に証拠書類を提出・提示していただきます。

### **2. 委託契約の締結・委託費の支払い**

- ・ 審査を経て採択候補となったコンソーシアム等の代表団体は、NTTデータ経営研究所と速やかに委託契約を締結することとし、そのために必要な各種書類（詳細は採択決定後にお知らせします）を、契約締結前にNTTデータ経営研究所に提出していただきます。必要な書類が提出されない場合や、提出された書類に不備がある場合、契約条件が合致しない場合（再委託条件が合致しない場合も含む）には、委託契約の締結ができず、そのため事業が開始できない場合もありますので留意ください。また、提案金額と委託契約金額が一致しない場合もあります。
- ・ 委託費は、委託契約書（実施計画）に定められた用途以外には使用できません。
- ・ 委託費の支払いについては、事業期間終了後の確定検査を経た後に、全額、精算払いとなります。全ての支出には領収書等の厳格な証憑類が必要となります。また、支出額、支出内容が適切かどうかも確定検査時に厳格に審査され、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いが行えないこととなります。

- ・ 委託契約締結後のコンソーシアム等内部の経理実務については、代表団体が責任を持って管理していただきます。（特に参加団体と締結する委託契約の実施に関しては、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」（平成27年4月）と同等の経理処理が行われるように代表団体が責任を持って管理していただきます。） 当該マニュアルについては経済産業省ウェブサイト上の「事務処理マニュアル」のページからダウンロードできます。

経済産業省ウェブサイト

お知らせ＞調達・予算執行＞事務処理マニュアル

[http://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

### 3. 委託費の内容

- ・ 委託費とは、本来は国が自ら行うべき事務・事業等をその執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者（本委託事業ではコンソーシアム等）に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいいます。すなわち、「平成28年度健康寿命延伸産業創出推進事業」という国の事業を委託契約に基づいて受託し、国に代わって実施したことに対する対価としてコンソーシアム等に対して支払われるものです（補助金のような助成的性格のものとは異なります）。したがって、コンソーシアム代表団体や参加団体の利益相当分を委託費に含めて計上することは認められません。また、自社製品を本事業のために調達した場合には、自社の利益相当分を排除した原価相当額のみを委託費に計上することとなります。
- ・ 代表団体は、人件費、事業費、参加団体に対する再委託費、一般管理費を計上できます。
- ・ 参加団体は、代表団体からの再委託費の内訳として、自団体の人件費、事業費、一般管理費を計上できます。
- ・ 計上可能な経費区分・科目は以下のとおりです。

#### 計上可能な経費区分

区分	科目	主な内容
人件費	人件費	委託事業に直接従事した職員等の労務費
事業費	旅費	委員・講師等の招へい旅費、職員等の出張旅費
	会議費	会議等の開催に係る費用（会場や機材の借料、お茶代等）
	謝金	委員謝金、講師等謝金
	備品費・借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のレンタルに要する費用、又は購入（1年以上継続して使用可能で、かつ取得単価が税込20万円未満のものに限る）のための費用
	消耗品費	備品費に属さない物品（ただし、本委託事業のみで使用されることが確認できるもの）（取得単価が税込20万円以上のものは除く）の購入費用

	外注費	受託者が直接実施することができないもの、または実施することが適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費（請負契約）
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット等の印刷製本に関する費用
	補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）の雇上に係る費用
	その他諸経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信運搬費（郵便料、運送代等）</li> <li>・ 翻訳通訳、速記費用</li> <li>・ 情報収集費（文献購入等）</li> </ul>
再委託費（*注1）	再委託費	再委託先の人件費、事業費、一般管理費（委任又は準委任契約）
一般管理費	一般管理費	（人件費＋事業費）に一般管理費率（*注2）を乗じた値以内

（\*注1）単独事業者による実施の場合は、再委託費は計上できません。

（\*注2）10%もしくは、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」（平成27年4月）のP. 32～33に記載の計算式に従って算出された率のいずれか低い率

#### 4. 経費支出の注意

上記3. の経費について特に注意が必要なものは以下のとおりです。

##### (1) 人件費

- ・ 時間単価の算出は、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」（平成27年4月）のP. 9～13に記載されているいずれかの手法（健保等級単価計算、実績単価計算、コスト実績単価計算、受託単価計算）によってください。
- ・ 無報酬の役員や職員については、人件費は計上できません。
- ・ 他の法人等から受け入れている出向者については、自団体で負担している出向給与負担分のみを計上できます。
- ・ 本事業における役割が補助的業務（アシスタント等）である職員については、「補助員人件費」に計上してください。

##### (2) 旅費

- ・ 社用車や職員の自家用車、常時借り受けているレンタカー等、本事業での用途のみに限定することが困難な自動車の使用に係る経費は、原則として計上できません。

### (3) 謝金

- ・ コンソーシアム代表団体及び参加団体に所属する内部有識者への謝金支払いは原則として認められません（所属団体において人件費として計上してください）。

### (4) 備品費・借料及び損料

- ・ 委託事業において使用する機械器具等は、原則として、レンタルにより調達してください。計上できるレンタル費用は、本委託事業の契約期間内に発生するものに限られ、契約期間終了後の維持・継続を意図した前払いは認められません。
- ・ レンタルによる調達が困難な物品（1年以上継続して使用可能なもの）については、経済的合理性や、本委託事業が終了した後の継続的な活用可能性等を勘案して、購入を認める場合があります。ただし、本委託事業においては、取得単価が20万円（消費税込み）以上の物品の購入は認めません。

### (5) 消耗品費

- ・ 本委託事業の用途のみで購入・使用されたことを事後に客観的に確認できるものに限り、計上することができます。
- ・ 本委託事業のみでの使用を特定することが困難な物品や、他用途への転用が容易な物品は、原則として計上することができません。自社事業等との切り分けが困難な経費については、「一般管理費」を充当してください（例：プリンターの用紙やインク、文具類、事務処理用のパソコン等）

### (6) 外注費

- ・ 原則、3社による見積り合せが必要です。外注先への発注前に、経済産業省及びNTTデータ経営研究所が発注仕様書の内容を確認します。
- ・ 外注費の計上は、委託費総額の5割未満としてください。

### (7) その他諸経費：通信運搬費

- ・ 通信回線設置の初期費用等は計上できません。また、本事業のために使用したことが特定できる経費のみ計上できます。

### (8) その他諸経費：情報収集費

- ・ コンソーシアム代表団体及び参加団体に所属する内部有識者の著作物・書籍等の購入費用は原則として認められません。

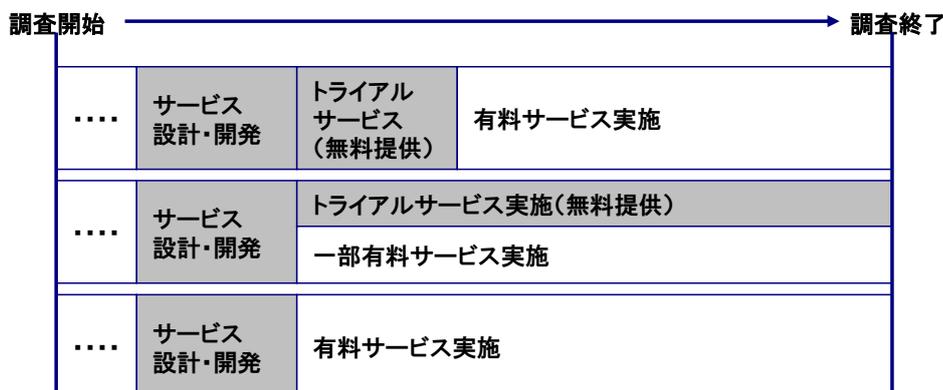
(9) 消費税

- ・ 委託契約締結の際に課税事業者、免税事業者のどちらに該当するか確認させていただきますのでご了承ください。代表団体だけでなく、参加団体についても同様に確認させていただきます。

(10) 有料サービス提供における人件費・事業費等

- ・ 本委託事業において設計・開発されたサービスを、事業期間中に有料にて利用者に提供開始し、その収益を代表団体又は参加団体の売上高として計上する場合は、その期間のサービス提供に係る費用については委託費用に計上できません。
- ・ 有料でのサービス提供に係る費用は本委託事業経費の対象外となりますが、サービス提供における収支、利用者数等の結果については、報告をしていただきます。
- ・ 有料サービス提供前のサービス設計・開発やそれに付随する検討作業、有料サービス提供に先立つトライアルサービスの実施（無料提供）、有料サービスに関する利用者アンケート調査の実施等のために必要となる費用（人件費・事業費等）については、本委託事業費の範囲内となります。
- ・ トライアルサービス実施（無料提供）に際して、費用（実費）の一部を利用者から徴収することは差し支えありません。ただし、徴収した金額を代表団体又は参加団体の売上高として計上することは避けてください。

有料によるサービス提供のパターン（例）



 : 本委託事業費に計上できる経費

※有料サービス実施における効果検証（利用者アンケート実施、課題抽出のための調査）等に係る人件費・事業費は委託費内で計上可能です。

## 5. 知的所有権の帰属

本委託事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の帰属先は、契約書に定められた関連条項を遵守していただくことを条件に、代表団体とすることができます。また、代表団体と参加団体との再委託に係る知的所有権の帰属先も、同様の条件により参加団体とすることができます。詳細については、契約書（案）をご参照下さい。

<参考>知的財産権を代表団体に帰属させるための条件（一部）

- ① 本委託事業に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、その旨をNTTデータ経営研究所を通じて国に報告すること。
- ② 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で委託事業の成果に係る知的財産権を実施する権利をNTTデータ経営研究所を通じて国に許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由が認められない場合に、国が特に必要があるとして求めるときは、当該知的所有権を実施する権利を第三者へ許諾すること。

## 6. 採択コンソーシアム等の義務

- (1) 採択コンソーシアム等は、委託事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、委託事業の完了日の属する年度の終了後5年間、NTTデータ経営研究所から要求があったときにいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (2) 委託事業の実施状況調査等のために必要と認めるときは、NTTデータ経営研究所は採択コンソーシアム等に報告を求め、又はNTTデータ経営研究所の社員が委託事業に関する帳簿等の調査を行います。採択コンソーシアム等はこの調査に協力しなければなりません。
- (3) NTTデータ経営研究所は、採択コンソーシアム等が委託契約の条項に違反したと認められる場合には、契約を解除することができます。解除をした場合において、既に委託金の支払いが生じている場合には、その全部又は一部を、期限を定めて返還させることができます。
- (4) 採択コンソーシアム等は、実施期間終了後、本事業により得られた成果の普及に努めるものとします。

## VII. 問い合わせ先

本公募要領に関する問い合わせは、電子メールにてお願い致します。

なお、問い合わせ締切りは、平成28年6月15日(水)17:00といたします。

<問い合わせ先>

株式会社 NTTデータ経営研究所

平成28年度健康寿命延伸産業創出推進事業

(地域におけるヘルスケアビジネス創出推進等事業) 公募係

【E-mail】 [2016healthcare@keieiken.co.jp](mailto:2016healthcare@keieiken.co.jp)

以上